

すこやかライフを応援！

健保だより

〒105-0003

東京都港区西新橋1-10-2(住友生命西新橋ビル5階)

TEL (03)3595-6082 FAX (03)3595-6099

<http://www.kline-kenpo.or.jp/>

(参照にはID・パスワードが必要です)

平成 26 年

5 月

No.111

CONTENTS

- 1 なりたい自分 WEB
- 2 平成 26 年度 予算のお知らせ
- 4 家族健診のご案内
- 7 ベネフィット・ステーション
- 8 けんぽ Topics

川崎汽船健康保険組合



健診結果から、今とるべき行動をナビゲート

なりたい自分WEB

「いきいきとした毎日を過ごしたい」そんなあなたに、嬉しいニュース！

今春から新サービス『なりたい自分 WEB』を、ご利用いただけます。

まずは健保のサイトを **Check**



ここを
クリック！

健診アフターはお任せ！

楽しみながら健康管理できる



今すぐアクセス！

川崎汽船健保公式サイト

川崎汽船健保

検索

ID・パスワード：保険者番号（保険証に記載されている8桁の数字）

※一部画面の仕様が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

あなたの健診結果に応じて、生活習慣改善をアドバイス。

自分自身の記録をつけることで、

なりたい自分を目指すことができます。

厚労省が推進する

『データヘルス』に

マッチしたサービスです

※詳しくは8ページでご紹介いたします。

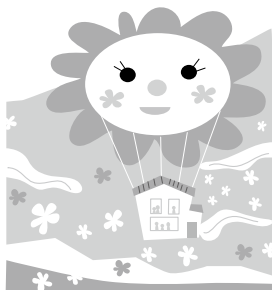
平成 26 年度 予算が決まりました

当健康保険組合の平成 26 年度予算が、
去る 2 月 28 日に開催された第 67 回組合会において承認され決定いたしました。
収入・支出の主要項目の予算額は以下のとおりです。

健康保険 〈平成26 年度 収入支出予算額〉

●収入

科 目	予算額
保 険 料 収 入	1,776,125 千円
調 整 保 険 料 収 入	30,411 千円
繰 越 金	139,884 千円
繰 入 金	0 千円
国 庫 補 助 金 収 入	995 千円
財 政 調 整 事 業 交 付 金	17,518 千円
雑 収 入	14,164 千円
収入 計	1,979,097 千円



●支出

科 目	予算額
事 務 費	65,829 千円
保 険 給 付 費	991,550 千円
法 定 給 付 費	969,419 千円
付 加 給 付 費	22,131 千円
納 付 金	742,763 千円
前 期 高 齢 者 納 付 金	263,756 千円
後 期 高 齢 者 支 援 金	384,726 千円
病 床 転 換 支 援 金	0 千円
日 雇 抛 出 金	2,853 千円
退 職 者 給 付 抛 出 金	91,419 千円
老 人 保 険 抛 出 金	9 千円
保 健 事 業 費	94,211 千円
財 政 調 整 事 業 抛 出 金	30,411 千円
雑 支 出 (予 備 費 含 む)	54,333 千円
支出 計	1,979,097 千円

一般保険料率等の変更のお知らせ

一般保険料率及び調整保険料率は平成 26 年 3 月 1 日より以下の通り改定されました。被保険者と事業主の負担割合は以下のとおりです。なお、健康保険料率は変更ありません。

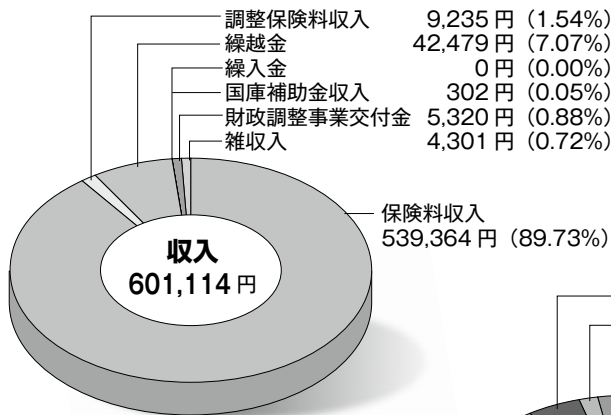
●平成 26 年 2 月まで

一般保険料率：82.64/1000
被保険者：29.87/1000 事業主：52.77/1000
調整保険料率：1.36/1000
被保険者：0.49/1000 事業主：0.87/1000
健康保険料率：84.0/1000
被保険者：30.36/1000 事業主：53.64/1000

●平成 26 年 3 月から

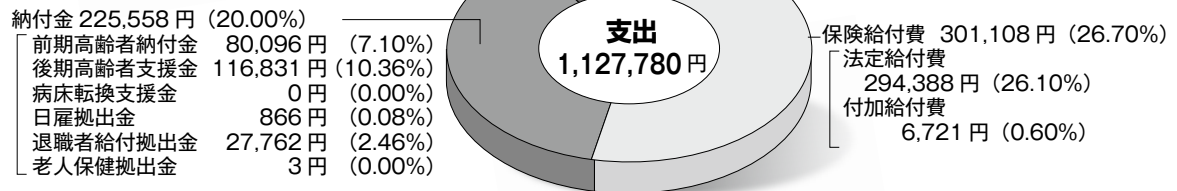
一般保険料率：82.65/1000
被保険者：29.87/1000 事業主：52.78/1000
調整保険料率：1.35/1000
被保険者：0.49/1000 事業主：0.86/1000
健康保険料率：84.0/1000
被保険者：30.36/1000 事業主：53.64/1000

【被保険者 1 人当り予算額とその割合】



〈予算の基礎数値〉

- 被保険者数 3,293 人
- 平均標準報酬月額 468,781 円
- 平均年齢 43.50 歳
- 健康保険料率 84.0/1000
(内 調整保険料率 1.35/1000)
- 介護保険料率 11.2/1000



納付金	225,558 円	(20.00%)
前期高齢者納付金	80,096 円	(7.10%)
後期高齢者支援金	116,831 円	(10.36%)
病床転換支援金	0 円	(0.00%)
日雇拠出金	866 円	(0.08%)
退職者給付拠出金	27,762 円	(2.46%)
老人保健拠出金	3 円	(0.00%)

介護保険

●収入

科 目	予算額
介護保険料収入	151,458 千円
繰越金	2,201 千円
繰入金	14,538 千円
雑収入	11 千円
収入計	168,208 千円

●支出

科 目	予算額
介護納付金	168,164 千円
還付金	43 千円
積立金	1 千円
支出計	168,208 千円

介護保険料率変更（引き上げ）のお知らせ

介護保険料率は平成 26 年度 3 月 1 日から引き上げとなります（4 月給与控除分から適用）

※任意継続被保険者の方は 4 月分保険料から適用されます。

介護保険料率	平成 26 年 2 月まで (3 月給与控除分まで適用)	平成 26 年 3 月から (4 月給与控除分から適用)
	8.8 / 1000	11.2 / 1000
	負担内訳	負担内訳
	被保険者 4.4 / 1000 事業主 4.4 / 1000	被保険者 5.6 / 1000 事業主 5.6 / 1000

(新料金による月額保険料計算例)

標準報酬月額 542,000 円 × 1.2 / 1000 = 650 円 (増加分のみ)

*任意継続被保険者の方は事業主分も含めた額となります。

公 告 情 報

●所定の手続きを経て以下の事業所が新規適用事業所になりました。

事業所編入日	事業所 (会社) 名	所在地
平成 26 年 1 月 11 日	ケイラインローサービス株式会社	東京都千代田区内幸町 2-1-1

家族健診のご案内

受診方法は、以下の2つの健診委託業者のうち1つを選択して受診していただきますが、受診できる期間を平成26年5月頃から平成27年3月までとしますので、被扶養者の皆さん奮って家族健診を受診くださるようお願いいたします。任意継続被保険者の方も対象になります。

なお、同一年度で受診できる家族健診は、1種類のみですでお間違えないようお願いいたします。

I 一般財団法人 日本健康増進財団（巡回型健診）

受診資格 平成26年度内（平成26年4月～平成27年3月）に満35歳以上になる全国にお住まいの被扶養者及び任意継続被保険者（任意継続被保険者の被扶養者も含む）

受診日時・場所 5ページ上段の健診会場案内をご覧ください（なお、健診会場の詳細は受診資格者に送付するのパンフレットをご参照ください）。

申込方法 4月初めにお手元に届く一般財団法人 日本健康増進財団の封筒からパンフレット及び生活習慣病健診申込書等を取り出し、パンフレットを熟読のうえ、当該健診申込書に必要事項を記入して（プライバシー保護シールを貼っても構いません）直接健診業者宛に郵送してください。

検診料 当健保組合が全額負担します。

健診項目 身体計測、血圧測定、健康調査、動脈硬化度測定、血液検査、心電図検査、大腸ガン（便潜血反応）、子宮頸ガン、眼底検査、PSA検査（50歳以上の男性）肝炎ウイルス検査（希望者）等

なお、当健保組合補助による肝炎ウイルス検査は加入期間中1回限りです。



申込締切 地域により異なります。（5ページ上段の健診会場案内をご参照）

申込確認 受付確認のハガキが健診日の2週間前までに送付されます。

健診日時の通知 健診日の2週間前までに通知

健診結果の通知 健診後約1カ月以内に通知

健診業者 一般財団法人 日本健康増進財団

〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-7-4 TEL 03-5687-5531 FAX 03-5687-5538

■健診会場

地区		実施予定時期	申込締切日
北	海 道	平成 26 年 5 月～ 6 月	平成 26 年 4 月 20 日
東	北	平成 26 年 10 月中旬～ 12 月上旬	平成 26 年 9 月 10 日
上	信 越	平成 26 年 6 月上旬～ 7 月下旬	平成 26 年 5 月 25 日
関	東	平成 27 年 1 月～ 3 月頃	平成 26 年 12 月 20 日
東	海	平成 26 年 10 月～ 11 月頃	平成 26 年 9 月 20 日
関	西	平成 26 年 5 月～平成 27 年 3 月頃 (6 月、7 月、11 月)	随時受付
中	国	平成 26 年 6 月中旬～ 8 月上旬	平成 26 年 5 月 10 日
四	国	平成 26 年 10 月中旬～ 11 月中旬	平成 26 年 9 月 10 日
九州（その他）		平成 26 年 8 月下旬～ 10 月中旬	平成 26 年 7 月 10 日
(福岡、北九州、佐賀)		平成 27 年 2 月	平成 26 年 12 月 20 日

※会場への申込内容のお問い合わせは先方へのご迷惑になりますのでご遠慮ください。

Ⅱ 株式会社イーウェル(巡回型・施設型健診併用)

受 診 資 格 平成 26 年度内（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）に満 35 歳以上になる被扶養者及び任意継続被保険者（任意継続被保険者の被扶養者も含む）

受 診 日 時 申込後随時（受診場所により異なる）

健 診 場 所 上記受診資格のある被扶養者及び任意継続被保険者のお住まい近くに展開する医療機関・診療所及び健診会場（巡回健診）

申 込 方 法 受診資格者に健診業者（株式会社イーウェル）から健診の案内（パンフレット、健診実施医療機関名簿、申込用紙）が 5 月から 6 月にかけて届きますので、同封申込用紙で直接健診業者に申し込んでください。

最終申込締切 平成 27 年 3 月 10 日

検 診 料 オプション項目と含めて 30,000 円（税込）まで当健保組合が負担いたします。

健 診 項 目 6 ページをご覧ください。

オプション健診項目を含め 30,000 円（税込）を超過した時はその超過分の費用については、健診を受けた医療機関の窓口等で精算してください。

健 診 業 者 名 株式会社イーウェル TEL 03-3511-1359 FAX 03-3264-6353



株式会社イーウェル けんぽ共同健診 平成26 年度健診内容

検査項目	詳細項目	イーウェル一般健診コース				イーウェル特定健診コース	
		A1 (便検査 有り)		A2 (便検査 無し)			
		施設型	巡回型	施設型	巡回型	施設型	巡回型
身体測定・診察等	問診	●		●		●	
	理学所見	●		●		●	
	身長	●		●		●	
	体重	●		●		●	
	BMI	●		●		●	
	血圧	●		●		●	
	腹囲	●		●		●	
胸部 X 線	視力	●		●			
	胸部 X 線撮影 (直接)	●		●			
聴力	胸部 X 線撮影 (間接)		●		●		
	オーディオメーター (1000/4000)	●		●			
尿検査	尿糖 (US)	●		●			●
	尿蛋白	●		●			●
	尿潜血	●		●			
	ウロビリノーゲン	●		●			
血液検査	血液一般	赤血球 (RBC)	●	●		□	
		血色素 (ヘモグロビン)	●	●		□	
		ヘマトクリット (Ht)	●	●		□	
		血小板 (PLT / PL)	●	●			
		赤血球色素量	●	●			
		赤血球色素濃度	●	●			
		赤血球容積	●	●			
		白血球	●	●			
	脂 質	総コレステロール (T-Chol)	●	●			
		中性脂肪 (TG)	●	●			●
		HDL-cho	●	●			●
		LDL-cho	●	●			●
	肝機能	GOT (AST)	●	●			●
		GPT (ALT)	●	●			●
		γ-GTP (γ-GT)	●	●			●
	腎機能	総蛋白 (TP)		●	●		
		尿酸 (UA)	●	●			
		尿素窒素 (BUN)	●	●			
		血清クレアチニン (CRE)	●	●			
	血糖	空腹時血糖 (BS)	●	●		●※	●
		グリコヘモグロビン A1c (HbA1c)	●	●		●※	●
心電図	12 誘導	●		●		□	
眼底検査	片眼以上	□		□		□	
便潜血検査	2 回法	●					
◆健診費◆ (税込)	(単位：円)	13,370	10,260	12,340	9,230	7,500	6,610

注 1. 上記 ●は必須項目となります。

注 2. ●※はいずれかを必ず実施となります (施設型の場合、健診機関によって実施が異なります。)

注 3. □は医師の診断により実施する項目：施設のみ (受診施設の料金に準じて清算)

◆オプション項目料金表◆

(単位：円)

番号	項 目	施設型	巡回型
1	胃部 (X 線) (間接)	—	4,110
2	胃部 (X 線) (直接)	受診施設の料金に準ずる	
3	子宮頸部細胞診 (医師採取)	—	—
4	子宮頸部細胞診 (自己採取)	〃	1,640
5	マンモグラフィ	〃	5,650
6	乳房エコー	〃	3,080
7	腹部超音波	〃	5,140
8	前立腺がん検査 (PSA)	〃	2,050
9	便潜血検査 2 回法 ※特定コースのみ OP 選択可	〃	1,020
10	ピロリ菌 + ペプシノゲン検査セット	〃	4,110
11	骨密度	〃	2,570



＼利用回数無制限！ だから何度でも楽しめる／

[オフタイムを満喫]

リゾート・トラベル

- ◆ 国内・海外提携宿泊施設の割引利用
- ◆ 格安航空券・観光バス・フェリー割引利用
- ◆ 国内・海外のパッケージツアーの割引



レジャー・エンタメ

- ◆ 遊園地・映画館・美術館・テーマパーク・プロ野球観戦の割引利用
- ◆ 国内・海外のコンサート、イベントチケットの割引
- ◆ カラオケ店の割引利用



[身近で頼れる存在]

生活支援

- ◆ 国内・海外のレンタカー割引利用
- ◆ プライダル関連割引利用
- ◆ 葬儀式典の割引利用



育児・介護支援

- ◆ ベビーシッター・育児施設の割引紹介
- ◆ 訪問介護の割引紹介
- ◆ 介護施設の体験入居・入居金の割引紹介



生活相談デスク

- ◆ 24 時間心と体の相談デスク
- ◆ 育児相談
- ◆ 介護相談
- ◆ ビジネスマナー相談



[大切な人とのひと時を彩る]

グルメ

- ◆ クーポン提示で 20%、30%、50% OFF などの割引利用
- ◆ 全国 1 万店の飲食割引情報の提供



[いつまでも若々しさをキープ]

スポーツ

- ◆ フィットネスクラブ・ゴルフ場・テニスコートの割引利用
- ◆ アウトドアスポーツの割引利用
- ◆ 各種スポーツ用品の割引利用
- ◆ 各種スポーツ誌定期購読のご案内



[自分磨きやスキルアップ]

学ぶ

- ◆ 英会話スクールの割引
- ◆ 通信教育の割引
- ◆ 各種資格取得講座の割引
- ◆ カルチャースクール・料理教室などの割引利用
- ◆ パソコンスクールの割引
- ◆ 各種ビジネス誌定期購読のご案内



<https://bs.benefit-one.co.jp/>

ベネフィット・ステーション

検索

お手元の会員証をご覧のうえ
専用ホームページへ
ログインしてご利用ください

■ 会員証のご案内



■ 専用ホームページ



ログインID
123456789012345
※ 会員ID or メールアドレスID or MyKEY
パスワード

☐ 次回からIDの入力を省略

「ログインID」「パスワード」を入力

付加給付（延長傷病手当金給付金）を段階的に変更します

（平成 25 年度健康保険事業の一部廃止・縮小・変更等見直しを行いました。これはその第 2 段となります）

・平成 26 年 10 月 1 日から段階的に変更いたします。

変更日	平成 26 年 9 月 30 日まで	平成 26 年 10 月 1 日から	平成 27 年 4 月 1 日から	平成 27 年 10 月 1 日から	平成 28 年 4 月 1 日から	支給期間
延長傷病手当金 付加金	70%	65%	60%	55%	50%	付加期間 1 年 6 カ月

「被扶養者資格確認調査」にご協力ください

被扶養者として認定されている方の医療費や保健事業に係る費用は、被保険者と事業主が負担する保険料で賄われています。また、高齢者医療に対する多額の支援は、組合の加入者数に比例して算出されるため、本来扶養に該当しない人を認定し続けてしまうことは、健保組合の財政に大きな影響を与えます。

このようなことを防ぐため、当健保では今年も資格確認調査を 5～7 月で実施します。

お手間をかけて恐縮ですが、確認調書や添付書類等の速やかな提出にご協力をお願いいたします。

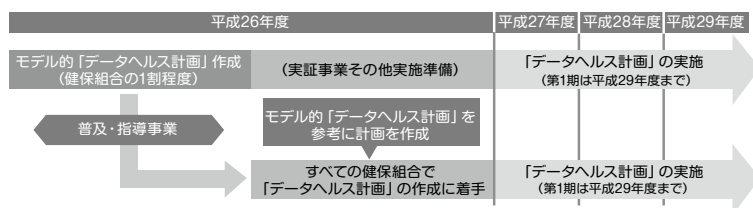
「データヘルス計画」への準備を開始します

厚生労働省は平成 27 年度から「データヘルス計画」の実施をすべての健康保険組合に要請しています。そのため、当健保組合でも平成 26 年度を「データヘルス計画」への準備・助走期間と位置づけ課題に取り組んでいきます。

具体的には川崎汽船健康保険組合の各種健診データとレセプトの分析、生活習慣病の発症予防、重症化抑制を目的とした一般保健指導の研究を行います。そして何より、被保険者の皆様へ「データヘルス計画」とは何かという啓蒙活動を行うと同時に、皆様ひとりひとりのヘルスリテラシーの向上を目指します。

「データヘルス計画」全体のタイムテーブルは別表の通りですが、当健保組合の具体的な内容・手順については今後、ホームページや「笑顔」で順次解説させていただきます。

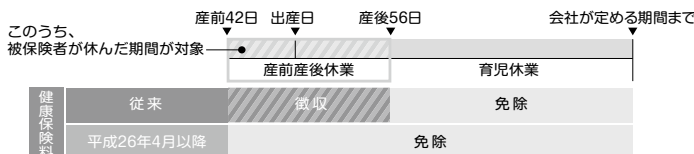
ご理解の上、ご協力・参加のほど宜しくをお願いいたします。



平成 26 年 4 月 1 日から、法改正により一部取り扱いが変わります

◆産前産後休業期間中の健康保険料が免除になります

これまで、健康保険料の免除は「育児休業期間」のみ対象とされていましたが、平成 26 年 4 月以降は、「産前産後休業期間」においても、健康保険料が免除されることになりました。平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了になる方から対象となります。



◆70 歳から 74 歳の方 医療費の自己負担割合が変更になります

これまで、70 歳～74 歳の方については、医療機関等での自己負担割合が 1 割のまま凍結されていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに 70 歳に到達する方（誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方）の自己負担割合は、2 割に変更されることになりました。

※すでに 70 歳に到達している方は、1 割のまま据え置かれます。